

令和7年度 第4回河原地域振興未来会議議事概要

日 時 令和7年10月31日（金）13時30分～15時10分

場 所 河原町総合支所 2F中会議室

〔出席委員〕

林昭男、西谷美智子、前田伸一、田村 稔、山下教幸、田中ありさ、小坂美波（順不同）

〔欠席委員〕

田村早百合、奥谷仁美、渡邊幸勇、西田正人、中村佳紀

〔説明者〕

選挙管理委員会事務局（田渕局次長、國廣主幹）

〔事務局〕

山根支所長、前田副支所長兼地域振興課長併教委分室長、岡本産業建設課長、浜部市民福祉課長、吉田地域振興課課長補佐、山川地域プロジェクトマネージャー

〔傍聴者〕

なし

会議次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事
 - 1) 支所管内における期日前投票所の投票期間の見直しについて（選挙管理委員会事務局）
 - 2) 地域の課題解決への取り組みについて
 - 3) そ の 他
- 4 事 務 連 絡
- 5 閉 会

議事概要

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 支所管内における期日前投票所の投票期間の見直しについて
選挙管理委員会事務局より説明 説明者：選挙管理委員会事務局（田渕局次長、國廣主幹）
【委 員】 参議院、衆議院は同じ日数を短縮してもよいのではないかでしょうか。
【説明者】 公職選挙法で期日前投票期間は、選挙ごとに決まっています。衆議院は11日、参議院は16日となっています。現在は、すべての支所において、公示日の翌日から選挙期日までの期間、設置していますが、その期間を土日を含めた8日間は最低限設けたいという趣旨です。
【委 員】 市長選では変えないし、衆院議員選挙についても来年7月の通常選挙までは変えないということですか。
【説明者】 約3年後の参議院選挙までは変更しません。支所の設置期間だけを変更するので、どうしてもその期間に投票されたい場合は、市役所本庁舎の投票所をご案内

することになります。投票率が落ちないよう周知に努めていきたいと思います。

【委 員】 1日の時間を変える検討をしてもよいではないですか。また、巡回投票所の導入も検討してみてもよいのではないでしょうか。

【説明者】 他の支所で同じような時間短縮の意見が出ていますが、一方で仕事帰りに投票したいという意見もありますので、慎重に考えているところです。また、巡回投票所については、全国的に事例はありますが、当日の投票所の廃止とセットとなっている事例が多く、こちらも慎重に判断したいと考えています。

(2) 各地域（5地区）の課題について

説明者：前田副支所長兼地域振興課長併教委分室長

【委 員】 西郷地区村づくり協議会のやどかり部の活動について何かご存じですか。

【委 員】 やどかり部が作成している空き家マップは何年に1回か更新しています。
また空き家を活用したい申し出があった場合、むら協が中に入り仲立ちをしています。

【委 員】 地方創生で何ができたのか。人口の減少とか少子高齢化を解決しようと思えば、やっぱり地方で生活できるように、農業で生計が立てられるようにしてほしい。
所得補償も必要です。

【委 員】 そういうことも実施していくべき新規の空き家もなくなっていくと思います。
ただ、今ある空き家をどうするかという問題もあります。

【委 員】 更地にするよりも、建物があるほうが税金が安くなると聞いたことがあります

【事務局】 住宅用地にかかる特例税制は存在します。昨年に法令が変わって管理不全空家には特例を適用しないことになっています。

【委 員】 現在までに何件の事例がありますか。

【事務局】 鳥取市全体としてまだゼロです。

【委 員】 周知をされているということですが、空き家相談は何件くらいあったのでしょうか。

【事務局】 12件です。ただし、空き家の所有者からの相談は3分の1です。近所の空き家を何とかしてほしいという相談や、親が住んでいる家のしまい方についての相談が多い。空き家の所有者には情報が届きづらいので、お盆や年末めがけてチラシを配布しています。

【委 員】 西郷地区ではどんな取り組みをされていますか。

【事務局】 西郷地区では、住民団体による取り組みが進んでいますので、相談会は開催せず、フォーラムの案内や空き家の手引きの活用などを呼び掛けています。

【委 員】 河原地区には空き家はないですか。

【事務局】 たくさんあります。

【委 員】 近所にぼろぼろの空き家がありますが、そのせいで分譲住宅が売れないという影響もあるのではと感じています。

【委 員】 利活用可能な空き家と壊すべき空き家とをきっちり分けてそれぞれ対策を打つといったほうが良いと思います。

【事務局】 自治会長に対し、利活用可能な空家と困っている空き家の両方のことについて

アンケートを取っています。

本市では、周りの環境に悪影響を与える可能性のあるものを特定空き家に指定しており、指導している。指導が積み重なると強制代執行を取ることもありますが、費用と手間もかなりかかりますので、除却のための最大60万円の補助金を用意しています。また、利活用に関しても、地域活性化に資する空き家の改修に使える補助金を用意しています。

【委 員】 そういう情報がうまく伝わっているのでしょうか。

【委 員】 まちなかの空き家に対してもなにかあるのでしょうか

【事務局】 まちなかに対しても様々な助成制度が用意されています。

【委 員】 解体補助は現在、もうないのですね。

【事務局】 すぐに枠が埋まります。ただ、職員が現地を目視して、より危険度の高く迷惑度合いの高いものから順番に優先順位をつけています。特定空き家に指定されていなくても、相当する物件に対しては補助対象となります。

利活用に関しては、河原のまちなかのほうには多く物件がありますが、不動産屋が扱う場合は耐震性など不動産屋が求める条件との相違が出るケースが多いので、地域に根差した団体を設立して補助金を活用しながら物件を利活用するという方向性を持っていきたいです。

【委 員】 うまく利活用している事例はありませんか。

【事務局】 鳥取県においては、利活用コンテストを開催しており、優良事例の紹介を行っています。

【委 員】 除却に関してのメリットは何かないでしょうか。

【事務局】 強いて言えば、目に見えるメリットとして、除却後の土地がすぐ売れるといった、立地条件次第ですが、メリットがあるということになると思います。したがって今後迷惑空き家を増やさないよう進めていきたいと思います。

【委 員】 除却の費用が上がってきていますか。

【事務局】 だいぶん上がってきています。

【事務局】 地域の中でコミュニティ活性化のために空き家を活用したいというような相談がありましたら是非ともお声掛けください。

【事務局】 具体的な事例として、やどかり部の方の事例発表などしていただければありがたいです。

【委 員】 まちなかのほうは空き家活用組織はないですか。

【委 員】 河原地区にはないです。

【委 員】 行政相談で空き家の相談はありますか。

【事務局】 行政相談は非公開なのでこちらに情報はないです。

【事務局】 役所で直接、空き家をあっせんとかはできないので、地域のほうでやっていただきそれをサポートする形が望ましいです。また、ある自治会の中で空き家になったところを自治会で購入し、移住希望者と面接するところもあります。

次回の未来会議では、西郷地域で活動されている西郷地区村づくり協議会の活動や支援策の具体について報告させていただきます。

(3) その他

なし

4 事務連絡

5 閉会